

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月1日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社Kアソシエイツ
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区白金台五丁目9番8号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番22号 赤坂ツインタワー本館 漆間・吉澤総合法律事務所
【電話番号】	(03)5573-4663
【事務連絡者氏名】	弁護士 松田 良成
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社Kアソシエイツ (東京都港区白金台五丁目9番8号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Kアソシエイツをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ベンチャーリパブリックをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社ベンチャーリパブリック

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 対象者が平成23年11月11日に提出した対象者の第11期第3四半期報告書 第一部 第4「提出会社の状況」「1.株式等の状況」「(2)新株予約権等の状況」に第1号として特定された平成17年12月30日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ロ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第2号として特定された平成17年12月30日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ハ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第3号として特定された平成17年12月30日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ニ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第5号として特定された平成17年12月30日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ホ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第6号として特定された平成18年12月27日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ヘ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第7号として特定された平成18年12月27日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

ト 上記「(2)新株予約権等の状況」に第8号として特定された平成19年12月21日開催の対象者株主総会特別決議に基づき発行された新株予約権

チ 上記「(2)新株予約権等の状況」に第9号として特定された平成21年9月18日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下、イからチまでに記載する新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

(3) 【公開買付期間】

平成24年3月16日（金曜日）から平成24年4月27日（金曜日）まで(30営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,566,502株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（1,892,820株）が買付予定数の下限（1,566,502株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年4月28日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,782,020(株)	1,782,020(株)
新株予約権証券	110,800	110,800
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	1,892,820	1,892,820
(潜在株券等の数の合計)		(110,800)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	18,928
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,108
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(g)	17,640
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	98.60

(注1) 上記の各議決権数は、対象者が平成24年1月1日を効力発生日として行った対象者の株式1株を2株に分割する株式分割(以下「本株式分割」といいます。)の効果を反映した議決権数であります。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年3月30日に提出した第11期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)に本株式分割の効果を反映した議決権数です。但し、対象者発行に係る本新株予約権及び単元未満株式(但し、対象者の所有する自己株式を除きます。)のいずれも本公開買付けの対象となるため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された平成23年12月31日現在の発行済株式総数(2,050,400株)に同有価証券報告書に記載された同日現在の本新株予約権の目的となる株式の数(155,400株)を加え、同有価証券報告書に記載された対象者が平成23年12月31日現在所有する自己株式数(286,096株)を控除した株式数(1,919,704株)に係る議決権の数(19,197個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。